○総務省告示第三百九十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（同規則第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第１　申請書の様式

［様式略］

注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウェルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置、搬送ロボット用非接触電力伝送装置、一般用放射等設備、一般用非放射等設備、業務用放射等設備又は業務用非放射等設備の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウェルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」、「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」、「一般用放射等設備」、「一般用非放射等設備」、「業務用放射等設備」又は「業務用非放射等設備」のうち該当するものを記載すること。

［注２　略］

第２　添付書類の様式

［１～３　略］

４　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの場合

⑴　１枚目

長

試験成績書（その１）							
			整理番号				
			指定番号				
1　型式名			2　製造業者名				
3　利用周波数	⑴　設計値		⑵　測定値				
4　周波数変動幅	⑴　設計値		⑵　測定値				
5　高周波出力	⑴　定格値		⑵　測定値				
6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件		
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値					
		平均値					

改正前

第１　［同左］

［様式同左］

注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウェルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置又は搬送ロボット用非接触電力伝送装置の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウェルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」又は「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」のうち該当するものを記載すること。

［注２　同左］

第２［同左］

［１～３　同左］

４　［同左］

⑴　１枚目

設　計　書			整理番号	
			指定番号	
1　型　式　名			2　製造業者名	
3　発振の方式			4　利用周波数	
5　周波数変動幅			6　高周波出力	
7　電源端子における妨害波電圧	周波数帯	⑴　150kHz以上500kHz未満	⑵　500kHz以上５MHz以下	⑶　５MHzを超え30MHz以下
	準尖頭値			
	平均値			
	周波数帯	⑴　10kHz以上50kHz以下	⑵　50kHzを超え150kHz以下	⑶　150kHzを超え490kHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⑷　490kHz以上1,705kHz以下	⑸　1,705kHzを超え2,194kHz未満	⑹　2,194kHz以上3.95MHz未満

	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績書
（その２）

9　30MHz以上１GHz以下における不要発射による電界強度	⑴　□野外試験場又は電波半無響室			
	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件
	⑵　30MHz以上230MHz以下	準尖頭値		

8　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	準尖頭値			
	周波数帯	⑺　3.95MHz以上20MHz未満	⑻　20MHz以上30MHz以下	⑼　30MHzを超え47MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⑽　47MHz以上68MHz以下	⑾　68MHzを超え80.872MHz以下	⑿　80.872MHzを超え81.848MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⒀　81.848MHz以上87MHz未満	⒁　87MHz以上134.786MHz以下	⒂　134.786MHzを超え136.414MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⒃　136.414MHz以上156MHz以下	⒄　156MHzを超え174MHz未満	⒅　174MHz 以上188.7MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	⒆　188.7MHzを超え190.979MHz未満	⒇　190.979MHz以上230MHz以下	(21)　230MHzを超え400MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(22)　400MHzを超え470MHz未満	(23)　470MHz以上1,000MHz以下	
	準尖頭値			
9　振動子の種類及び型名				
10　添付図面等	(1)　外観を示す図及び写真　(2)　構造を示す図及び写真 (3)　接続図　(4)　取扱説明書			
11　参考事項				

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績表
（その１）

		12　製造番号	
		13　製造年月日	
14 利用周波数	(1)　設計値	(2)　測定値	19 測定条件等
15　周波数変動幅	(1)　設計値	(2)　測定値	

		⑶　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
10　１GHz以上６GHz以下における不要発射による電界強度		周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		⑴　１GHz以上３GHz以下	尖頭値			
			平均値			
		⑵　３GHzを超え６GHz以下	尖頭値			
			平均値			

辺　　短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［削る］

16　高周波出力	⑴　定格　値	⑵　測　定　値	
17　電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測　定　値	
		準尖頭値	平均値
	⑴　150kHz以上500kHz未満	（　）	（　）
	⑵　500kHz以上５MHz以下	（　）	（　）
	⑶　5MHzを超え30MHz以下	（　）	（　）
18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	準尖頭値の測定値	
	⑴　10kHz以上50kHz以下	（　）	
	⑵　50kHzを超え150kHz以下	（　）	
	⑶　150kHzを超え490kHz未満	（　）	
	⑷　490kHz以上1,705kHz以下	（　）	
	⑸　1,705kHzを超え2,194kHz未満	（　）	
	⑹　2,194kHz以上3.95MHz未満	（　）	
	⑺　3.95MHz以上20MHz未満	（　）	
	⑻　20MHz以上30MHz以下	（　）	
	⑼　30MHzを超え47MHz未満	（　）	

長辺　　短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑶　３枚目

試　験　成　績　表 （その２）			
	周波数帯	準尖頭値の測定値	19　測　定　条　件　等

長	18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	⑽　47MHz以上68MHz以下	（　）	
		⑾　68MHzを超え80.872MHz以下	（　）	
		⑿　80.872MHzを超え81.848MHz未満	（　）	
		⒀　81.848MHz以上87MHz未満	（　）	
		⒁　87MHz以上134.786MHz以下	（　）	
		⒂　134.786MHzを超え136.414MHz未満	（　）	
		⒃　136.414MHz以上156MHz以下	（　）	
		⒄　156MHzを超え174MHz未満	（　）	
辺		⒅　174MHz 以上188.7MHz以下	（　）	
		⒆　188.7MHzを超え190.979MHz未満	（　）	
		⒇　190.979MHz以上230MHz以下	（　）	
		(21)　230MHzを超え400MHz以下	（　）	
		(22)　400MHzを超え470MHz未満	（　）	
		(23)　470MHz以上1,000MHz以下	（　）	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

［⑴　略］

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

［削る］

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。また、３の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動さ

注１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　１の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきよう体の型式名を記載すること。

⑶　３の欄の記載は、次によること。

ア　「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（４の欄から８の欄までの記載において同じ。）。

⑷　４の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

せてから、５分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（４の⑵の欄及び５の⑵の欄において同じ。）。	
⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。	⑸　５の欄は、４の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。	⑹　６の欄の記載は、次によること。
ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。	ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。	イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
⑹　６の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。	［新設］
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。	
イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。	
ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。	
エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。	
⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。	⑺　７の⑴から⑶までの欄は、最大の値の設計値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。	
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。	
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。	
エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。	
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。	
⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。	⑻　８の⑴から㉓までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（⑴から⑻までの欄は毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、⑼から㉓までの欄は毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。	
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものか	

ら最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数）及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　９の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑽　９の⑵及び⑶の欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
エ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑾　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　内部最高周波数が108MHzを超える設備の場合に記載すること。
イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑿　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⒀　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

すること。

⑼　９の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なるものは、代表的な振動子の型名）を記載すること。

⑽　添付図面等の記載は、次によること。
ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
オ　接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。

⑾　11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⑿　12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。

⒀　14の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、５分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子

⑭　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。	に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。）。 ⑭　15の⑵の欄は、電源を投入してから５分経過後までの間における14の⑴の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。
［削る］	⑮　16の⑵の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
［削る］	⑯　17の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。 ア　測定した最大の値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。 イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
［削る］	⑰　18の欄の⑴から㉓までの欄の記載は、次によること。 ア　高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル（⑴から⑻までの欄は毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、⑼から㉓までの欄は毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。ただし、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離（３メートルを下回らない距離に限る。）で測定した最大の値を記載すること。 イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
［削る］	⑱　19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、⑰アのただし書の条件で測定した場合には、その旨、測定距離等を記載すること。
［削る］	⑲　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。	２　［同左］
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
⑶　１から10までの欄は注１に準じて記載すること。	⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。また、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。 ⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。
［削る］	
［５～９　略］	［５～９　同左］
10　一般用放射等設備の場合	［新設］

⑴　１枚目

試験成績書（その１）					
			整理番号		
			指定番号		
1　型式名			2　製造業者名		
3　利用周波数	⑴　設計値		⑵　測定値		
4　周波数変動幅	⑴　設計値		⑵　測定値		
5　高周波出力	⑴　定格値		⑵　測定値		
6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上５MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	⑶　５MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績書（その２）

8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件	
	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値				
		平均値				
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値				
		平均値				
9　150kHz以上30MHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の磁界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件	
	(1)　150kHz以上30MHz以下	準尖頭値				
10　30MHz以上１GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(1)　□野外試験場又は電波半無響室					
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件	
	(2)　30MHz以上80.872MHz以下	準尖頭値				
		平均値				
	(3)　80.872MHzを超え81.848MHz未満	準尖頭値				
		平均値				
	(4)　81.848MHz以上134.786MHz以下	準尖頭値				
		平均値				
	(5)　134.786MHzを超え136.414MHz未満	準尖頭値				
		平均値				
	(6)　136.414MHz以上230MHz以下	準尖頭値				
		平均値				
	(7)　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値				
		平均値				

長辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

(3)　３枚目

試験成績書
（その３）

長辺

11　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　１GHz以上18GHz以下	尖頭値			
12　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　１GHz以上18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率分布特性値			
	⑵　11.7GHz以上12.7GHz以下	尖頭値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　９の⑴の欄の記載は、次によること。

ア　測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑽　10の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑾　10の⑵から⑺までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。マグネトロンで駆動しない設備である場合は記載しないこと。

ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

オ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑿　11の⑴の欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備の場合に記載すること。

イ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。

⒀　12の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備であって、対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値を測定した場合に記載すること。

イ　対数平均値を測定した場合は、□にレ印を付け、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　振幅確率分布特性値を測定した場合は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。

⒁　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⒂　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⑯　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から12までの欄は注１に準じて記載すること。

11　一般用非放射等設備の場合

⑴　１枚目

［新設］

試験成績書
（その１）

整理番号	
指定番号	

1　型式名		2　製造業者名	

3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値

4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値

5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値

6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上５MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	⑶　５MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上	準尖頭値			

	30MHz以下	平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績書
（その２）

８　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
９　30MHz以上１GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	⑴　□野外試験場又は電波半無響室				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑵　30MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
	⑶　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
10　１GHz以上６GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　１GHz以上３GHz以下	尖頭値			
		平均値			
	⑵　３GHzを超え６GHz以下	尖頭値			
		平均値			

長辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波

数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　９の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑽　９の⑵及び⑶の欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

エ　電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑿　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　内部最高周波数が108MHzを超える設備の場合に記載すること。

イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⒀　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⒃　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⒄　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から10までの欄は注１に準じて記載すること。

12　業務用放射等設備の場合　［新設］

⑴　１枚目

長辺

試験成績書
（その１）

整理番号			
指定番号			
1　型式名		2　製造業者名	

3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値
4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値
5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値

6　交流電源端子における妨害波電圧

⑴　□定格電力が75kVAを超える設備又はIT電力系統にのみ接続して設置する設備

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
⑵　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
	平均値			
⑶　500kHz以上５MHz未満又は５MHz以下	準尖頭値			
	平均値			
⑷　５MHz以上又は５MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
	平均値			

7　有線通信端子における妨害波電圧

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
	平均値			
⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
	平均値			

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績書
（その２）

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
8　有線通信端子における妨害波電流	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
9　150kHz以上30MHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の磁界強度	(1)　150kHz以上490kHz未満	準尖頭値			
	(2)　490kHz以上1,705kHz以下	準尖頭値			
	(3)　1,705kHzを超え2,194kHz未満	準尖頭値			
	(4)　2,194kHz以上3.95MHz未満	準尖頭値			
	(5)　3.95MHz以上11MHz未満	準尖頭値			
	(6)　11MHz以上20MHz未満	準尖頭値			
	(7)　20MHz以上30MHz以下	準尖頭値			

辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

(3)　３枚目

試験成績書
（その３）

(1)　□野外試験場又は電波半無響室において測定

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
(2)　30MHz以上47MHz未満	準尖頭値			
(3)　47MHz以上54.56MHz未満	準尖頭値			
(4)　54.56MHz以上68MHz以下	準尖頭値			

長辺	10　30MHz以上１GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(5)　68MHzを超え80.872MHz以下	準尖頭値			
		(6)　80.872MHzを超え81.848MHz未満	準尖頭値			
		(7)　81.848MHz以上87MHz未満	準尖頭値			
		(8)　87MHz以上134.786MHz以下	準尖頭値			
		(9)　134.786MHzを超え136.414MHz未満	準尖頭値			
		(10)　136.414MHz以上156MHz以下	準尖頭値			
		(11)　156MHzを超え174MHz未満	準尖頭値			
		(12)　174MHz以上188.7MHz以下	準尖頭値			
		(13)　188.7MHzを超え190.979MHz未満	準尖頭値			
		(14)　190.979MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
		(15)　230MHzを超え400MHz以下	準尖頭値			
		(16)　400MHzを超え470MHz未満	準尖頭値			
		(17)　470MHz以上１GHz以下	準尖頭値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

(4)　４枚目

長辺

試験成績書
（その４）

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
11　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（尖頭値）	⑴　１GHz以上4.8GHz以下	尖頭値			
	⑵　4.8GHzを超え5GHz未満	尖頭値			
	⑶　５GHz以上5.725GHz以下	尖頭値			
	⑷　5.725GHzを超え5.875GHz未満	尖頭値			
	⑸　5.875GHz以上7.2GHz以下	尖頭値			
	⑹　7.2GHzを超え7.5GHz未満	尖頭値			
	⑺　7.5GHz以上9.6GHz以下	尖頭値			
	⑻　9.6GHzを超え10GHz未満	尖頭値			
	⑼　10GHz以上11.45GHz以下	尖頭値			
	⑽　11.45GHzを超え11.75GHz未満	尖頭値			
	⑾　11.75GHz以上12GHz以下	尖頭値			
	⑿　12GHzを超え12.5GHz未満	尖頭値			
	⒀　12.5GHz以上14.4GHz以下	尖頭値			
	⒁　14.4GHzを超え15GHz未満	尖頭値			
	⒂　15GHz以上16.8GHz以下	尖頭値			
	⒃　16.8GHzを超え	尖頭値			

	17.625GHz未満				
	⑰　17.625GHz以上18GHz以下	尖頭値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

⑸　５枚目

試験成績書
（その５）

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
12　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値）	⑴　１GHz以上18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率分布特性値			
	⑵　11.7GHz以上12.7GHz以下	尖頭値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴の欄は、定格電力が75kVAを超える設備又はIT電力系統にのみ接続して設置

する設備の場合は、□にレ印を付けること。

⑺　６の⑵から⑷までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑽　９の⑴から⑺までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載するこ

と。

⑾　10の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑿　10の⑵から⒄までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から30メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベルを加えた値を記載すること。設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑿　11の⑴から⒄までの欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備であって、尖頭値のみを測定した場合に記載すること。

イ　それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⒁　12の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備であって、対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値を測定した場合に記載すること。

イ　対数平均値を測定した場合は、□にレ印を付け、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　振幅確率分布特性値を測定した場合は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源

周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑮　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⑯　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⑰　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から12までの欄は注１に準じて記載すること。

13　業務用非放射等設備の場合　　［新設］

⑴　１枚目

試験成績書
（その１）

整理番号	
指定番号	

1　型式名		2　製造業者名	

3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値

4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値

5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値

6　交流電源端子における妨害波電圧

⑴　□定格電力が75kVAを超える設備又はIT電力系統にのみ接続して設置する設備
□上記以外の設備のうち、定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続される設備

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
⑵　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
	平均値			
⑶　500kHz以上５MHz未満又は５MHz以下	準尖頭値			
	平均値			

長辺

	⑷ 5 MHz 以上又は 5 MHz を超え 30MHz 以下	準尖頭値			
		平均値			
7 有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴ 150kHz 以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵ 500kHz 以上 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵ ２枚目

試験成績書
（その２）

8 有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴ 150kHz 以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵ 500kHz 以上 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
9 30MHz 以上 1 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	⑴ □定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続され、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置される設備				
	⑵ □野外試験場又は電波半無響室において測定				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑶ 30MHz 以上 230MHz以下	準尖頭値			
	⑷ 230MHz を超え1GHz以下	準尖頭値			
10 1 GHz 以上 6 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴ 1 GHz 以上 3 GHz以下	尖頭値			
		平均値			
	⑵ 3 GHz を超	尖頭値			

長辺

	え６GHz以下	平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴の欄は、定格電力が75kVAを超える設備若しくはIT電力系統に接続して設置し、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から30メートル以上離れた場所若しくは遮蔽として働く構造物によって隔絶された場所にのみ設置する設備又は定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器若しくは発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、該当する□にレ印を付けること。

⑺　６の⑵から⑷までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑽　９の⑴の欄は、設備の定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、□にレ印を付けること。

⑾　９の⑵の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑿　９の⑶及び⑷の欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベルを減じた値を、設備から30メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベルを加えた値を記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⒀　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　最高内部周波数が108MHzを超える場合に記載すること。

イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。 オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。 ⑭　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。 ⑮　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。 ⑯　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。 ２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。 ⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。 ⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。 ⑶　１から10までの欄は、注１に準じて記載すること。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線をおした標記部分を除く全体におした下線は注記である。	

附　則

（施行期日）

一　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二　この告示による改正後の第２の４の規定にかかわらず、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの添付書類の様式については、この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。